## 農地法第4・5条の規定による許可申請・添付書類　　　　　　　　　　　　様

農用地区域内農地、中山間参加農地、埋蔵文化財地区ではないですか？　□チェック

個人住宅の場合、５００㎡以下の転用ですか？　　　　　　　　　　　　□チェック

□申請書1部　※各ページに両者の捨印。申請農地の利用状況及び収穫高等記入。

□登記　全部事項証明書及び公図又は地籍図　※3ヶ月以内のもの。申請地周囲の状況が分かるもの。

□権利取得者が町外住所　：　住民票

□　現所有者の住所と登記の住所が違う場合は、戸籍の附票など、住所変更の

　　経過の分かるもの

□申請地の位置及び付近の状況が分かる地図・・・※ゼンリン地図など

□申請地の現況写真

□転用理由書(任意様式)　・　顛末書（始末書）

※農地以外の土地（宅地や雑種地など）を探した状況なども記載

□利用計画関係書類

□建築契約書・・・宅建業者などとの契約状況のわかるもの。

□配置図・・・建物や駐車場などの配置が詳細に分かるもの。方角、縮尺を記載。

□建築計画図（平面・立面）・・・延床面積など詳細に分かるもの。

□工事見積書（予算書）・・・施工業者の押印のあるもの。コピー不可。

□排水計画図・・・浄化槽設置位置から側溝への経路や雨水の流水方向。

□造成計画図・・・断面図（1000㎡を超える土地の造成の場合は建設課と協議）

□分筆登記求積図・・・分筆中であれば登記後の状況が分かる書類

□資金証明、残高証明、融資証明　等

□土地の売買契約書（案）、貸借契約書（案）の写し

□隣接農地所有者の同意書・・・※国道・県道・町道を挟む場合以外は八方すべて。

　　□太陽光発電施設、産業廃棄物処理などは、地域の住民との折衝状況報告書

　以下のような場合は、以下の書類が整わないと申請できません。

　　□地籍調査未済地：周囲所有者との筆界確認の書類（覚書、写真、求積図など）

　　□筆界未定地：申請までに筆界が確定することがわかる書類

□水利権者の承諾書・・・区長及び排水する水路の維持管理をしている任意組合の代表者

　　　　　　　　　　　　　　□区長あて誓約書の写し（必要に応じ）

□関係土地改良区の意見書（動木・小畑の土地改良区の水路に放流する場合）

□法人の場合：右記のうちどれか１つ（定款、寄付行為、法人登記簿謄本）

□法人の場合：役員会議での決議書

□所有権以外の権限に基づく申請の場合・・・所有者の同意書

※申請について、地区担当農業委員への説明が必要です。地区担当農業委員は、申請書が提出された時にお知らせします。